

大阪聖和保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 聖和共働福祉会
所 在 地	大阪市生野区桃谷5丁目10-29
電 話 番 号	06-6731-6112
代表者氏名	理事長 榛木 恵子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大阪聖和保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市生野区桃谷5丁目10-29
連 絡 先	電話番号 06-6731-6112 FAX 06-6718-2595
管 理 者	園長 木澤千弦
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 20人 2歳児 26人 3歳児 28人 4歳児 30人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 88人 満1歳以上満3歳未満の児童 23人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	1948年 6月 11日
事 業 所 番 号	2710051003640
ホ ー ム ペ ー ジ	https://osakaseiwa.sakura.ne.jp/

3 施設の目的・運営方針

大阪聖和保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

- (4)「当園」は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、子どもの人権に十分配慮すると共に、子どもひとりひとりの人格を尊重した保育となるよう努めます。
- (5)「当園」は、キリスト教精神に基づく自由保育を基本とし、遊びを中心としたカリキュラムによる保育を実施いたします。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		1 5 7 2 . 1 4 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち1・2階
	延べ面積	7 9 0 . 6 9 m ²
園 庭		地上園庭 8 2 1 . 5 2 m ²

(2) 主な設備

室 名	階数	面積 (m ²)	園児の年齢	認可定員
保育室	2	54.47m ²	0歳児	10
保育室	2	5.63m ²	0歳児	1
保育室	2	5m ²	0歳児	1
保育室	2	33m ²	1歳児	10
保育室	2	33m ²	1歳児	10
保育室	2	13.86m ²	2歳児	7
保育室	2	14.15m ²	2歳児	7
保育室	1	7.92m ²	2歳児	4
保育室	1	7.92m ²	2歳児	4
保育室	1	5.94m ²	2歳児	3
保育室	1	21.46m ²	3歳児	10
保育室	1	17.82m ²	3歳児	9
保育室	1	17.82m ²	3歳児	9
保育室	1	19.8m ²	4歳児	10
保育室	1	22.5m ²	4歳児	11
保育室	1	17.82m ²	4歳児	9
保育室	1	17.82m ²	5歳児	9
保育室	1	17.82m ²	5歳児	9
保育室	1	20.835m ²	5歳児	10
保育室	1	52.5m ²	5歳児	2
便所・沐浴室	1・2	51.34m ²		

調乳室	2	4.78m ²		
医務室	2	15.14m ²		
調理室	1	43.08m ²		
事務室	1	9.91m ²		
その他	2	22.34m ²		
事務室	2	39.17m ²		
その他	1・2	80.85m ²		
その他（廊下・階段）	1・2	117.285m ²		
計		790.69m ²		145

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

（2）保育の目標、目標の指針、保育の概要等

目標	キリスト教精神に基づく自由保育の中で、乳幼児期に大切な人格形成の基礎をつくり、心と身体の発達を図ることを目標とする。
目標標語	自分を大切にします。人を大切にします。豊かな仲間づくりを目指します。
目標の指針	- ひとりひとりの子どもが、いつもそばにいて見守り導いてくださる神様からの深い愛に気づき、神様の愛のうちに自信と誇りを持ち、自己肯定感が得られることを祈り求める保育 - 神様からいただいた賜物として、あなたはあなたのままで良いというメッセージを発信し、目に見えない違いに気づき、人を思いやり、助け合う心が育つことを信頼する保育 - イエス様を信頼し、神様によって生かされていることに感謝しながら、様々な出会いを通して、認め合う関係作りと、共に生きていく仲間だと実感できる喜びに満ちた保育
聖書における子ども理解	「子どもたちをわたしのところに來させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。はっきり言うておく。子どものように神の国を受け入れる人でなければ、決してそこに入ることはできない。」そして、子どもたちを抱き上げ、手を置いて祝福された。（マルコによる福音書 10章13～16節） - わたしはぶどうの木、あなたがたはその枝である。人がわたしにつながっており、わたしもその人につながっていれば、その人は豊かに実を結ぶ。わたしを離れては、あなたがたは何

	もできないからである。（ヨハネによる福音書 15章 5節） 愛する者たち、互いに愛し合ひましょう。愛は神から出るもので、愛する者は皆、神から生まれ、神を知っているからです。（ヨハネの手紙一 4章 7節）	
保育の概要	●遊びを中心とした保育	遊びを通して心と身体を育て、人間関係や乳幼児期に必要な知識を育む。
	●異年齢の子どもたちが育ちあうための縦割り保育	多様な人間関係の中で、ひとりひとりの個性と可能性を引き出し育てる。
	●ひとりひとりを活かしかうための共生保育	その子どもにしかない命を尊び、友達関係の中で活かされる仲間関係を育てる。
	●日本人と韓国・朝鮮人が共に育ちあうための民族保育	環境や文化の違いに気づき、共に生きていく仲間と実感することを育てる。
	●様々な国籍の子どもたちが共に育ちあうための多民族保育	言語・宗教・肌の色等、様々な違いを実感し、その文化や習慣を理解していく保育。
	●親と子が共に育ちあうための子育て支援	子育ての不安や悩みなどを受け止めながら、親と子が豊かに育つことを援助する保育。

（３）送迎

保護者による送迎を基本とします。

（４）その他

●一時保育事業（一時預かり事業）

就労形態の多様化に伴う継続的な保育や、緊急・一時的な保育に対応するため、また、育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に保育を提供します。

●休日保育事業（休日保育加算事業、一時預かり事業）

日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日、並びに１２月２９日～３１日、１月２日～３日における、保護者の労働等のために保育が必要な場合に、保育を提供します。

６ 職員の職種、員数及び職務の内容

２０２５年２月１日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
事務局長	法人及び施設の経営・運営などに関する業務を行い、園長、所長、センター長を総括する。	1	1		
園長	園児を全体的に把握し園務をつかさどり、職員及び業務の管理を一元的に行う。	1	1		
センター長	利用児童を全体的に把握するとともに子育て支援に関する職員及び業務の管理を一元的に行う。	1	1		

研究所所長	地域に必要とされる保育を模索するとともに研究を統括し、保育に関する職員及び業務の管理を一元的に行う。	(1)	(1)		(事務局長兼任)
主任 保育士	園長、所長、センター長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
副主任 保育士	園長、所長、センター長、主任を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	2		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	40	25	15	
栄養士 調理員	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。また、作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	4	3	1	栄養士1名 管理栄養士1名 給食用専門調理師1名 調理師1名
子育て 支援員	保育に従事し、記録及び家庭連絡等の業務を行う	4	4		
事務員	法人及び施設の事務及び経理に関する業務を行う。	2	1	1	
保健師 又は 看護師	乳児及び幼児に対する医療行為や嘱託医による健康診断時の助手、保育や保護者からの相談業務を行う。	2	1	1	
相談員 その他	乳児や幼児の発達に関する保護者の相談業務を行う。	3		3	
保育助手	園長・主任・副主任・保育士からの指示の下、保育業務の助手を行う。	5		5	
用務員	園舎・園庭などの清掃や雑務に関する業務を行う。	2		2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
事務局長(所長)	正規の勤務時間帯（ 9：45～18：00）
園長	正規の勤務時間帯（ 9：45～18：00、10：45～19：00）
センター長	正規の勤務時間帯（ 9：15～17：30、 9：45～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（ 9：00～17：15、10：45～19：00 ）
保育士	正規の勤務時間帯（ 8：30～16：45、 9：45～18：00 ）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（ 8：30～16：30 ）

子育て支援員	正規の勤務時間帯（ 8：30～16：45、10：45～19：00）
事務員	正規の勤務時間帯（ 9：30～17：45 ）
看護師	正規の勤務時間帯（ 8：00～16：15 ）
相談員	正規の勤務時間帯（ 10：00～12：00 ）
保育助手	正規の勤務時間帯（ 7：00～19：00、うち2時間～8時間）
用務員	正規の勤務時間帯（ 8：30～12：30 ）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。なお、8月15日前後の1日間（2025年度は8月16日（土）を予定）は、保護者のご協力をいただいた上で休園とします。

また、休日保育として保育を提供する日は、日曜日と祝日及び年末の12月29日～31日、年始の1月2日～3日とします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

また、行事等の関係で、保育時間を変更する事があります。

2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

また、行事等の関係で、保育時間を変更する事があります。

※お迎えが送れる場合は必ず電話連絡をしてください。閉所時間平日・土曜日19時、休日（日・祝）18時30分を過ぎて、連絡が取れない場合は警察、大阪市こどもセンターに連絡させていただきます。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

1) 食事の提供方法

自園調理

2) 食事の提供を行う日

月曜日から土曜日まで給食を提供します。但し、行事等実施日及び8月15日前後の5日間、及び1月4日、3月31日からさかのぼる保育実施日の2日間は除きます。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

3) アレルギー対応状況

アレルギー対応を実施しています。

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	1	1	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

1) 特定教育・保育に係る利用者負担（0・1・2歳児／保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1 3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- 1) 園児が小学校に就学したとき
- 2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1) 内科・小児科

医療機関の名称	子どもクリニック 久保医院
医院長名又は医師名	久保 馨
所在地	大阪市生野区中川西 2-1-17
電話番号	06-6731-7722

2) 歯科

医療機関の名称	新井歯科医院
医院長名又は医師名	新井是英
所在地	大阪市生野区巽北 3-12-13
電話番号	06-6754-8755

1 5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- 2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 木澤千弦・上野智美 立花麻理子・丁日仙・玄悠子 ・ご利用時間 7：00～ 19：00 ・電話番号 06－6731－6112 F A X 06－6718－2595 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06－6761－1171
		(一社) 大阪市私立保育園連盟 会長

1 9 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険 (全国私立保育園連盟)
保険の内容	施設賠償 ・ 生産物賠償
保険金額	(最高) 1人2億円、1事故 10億円

保険の種類	保護者会活動総合保険 (全国私立保育園連盟)
保険の内容	賠償責任保障 ・ 障害補償
保険金額	(最高) 1人3千万円、1事故 2億円

保険の種類	園児事故対策共済 (大阪市私立保育園連盟)
保険の内容	園児事故共済
保険金額	(最高) 1人 10万円

2 0 園児の利用状況 (毎年度5月1日現在)

	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	11人	8人	8人
1歳児	20人	19人	20人
2歳児	26人	25人	22人
3歳児	22人	28人	25人
4歳児	24人	24人	26人
5歳児	27人	23人	23人

2 1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2 0 1 3 年度受審 (大阪市社会福祉協議会)	保育所における保育内容はすべて a 判定でした。
自己評価の実施状況	毎年度実施	正規職員を中心に実施し、課題の抽出に努めています。

2 2 子ども・子育て支援法第 3 9 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨なし

2 3 当園におけるその他の留意事項

喫煙	保育園舎及び園庭は禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	当園は、キリスト教精神に基づき運営されているため、お祈りや賛美歌などを中心に保育を進めています。また、キリスト教に関連する行事が多くありますので、ご了解ください。信仰への強要は致しません。 保護者の皆様の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮いただいております。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
給食費	2号認定こどもの幼児主食費	月額 1,500円
	2号認定こどもの幼児副食費	月額 4,500円
カラー帽子	年度ごとのカラー帽子 (リサイクルシステム 有り)	年額500円程度 又は 1,000円程度
はさみ・クレパス (5歳児のみ)	年長児童の教材 (自宅からの持参 有り)	はさみ 400円程度 クレパス 500円程度
写真代金	卒園児のみ	DVD1枚 3,000円～

2 時間外保育に係る利用者負担（詳細及び日額等については、別表にて掲載）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
延長料金（平日）	保育短時間認定の延長料金 7時～8時30分まで	月額 1,000円～ 2,000円
延長料金（土曜）	保育短時間認定の延長料金 7時～8時30分まで	月額 1,000円～ 2,000円
延長料金（平日）	保育短時間認定の延長料金 16時30分～18時まで	月額 1,000円～ 2,000円
延長料金（平日）	保育短時間認定及び 保育標準時間認定の延長料金 18時～19時まで	月額 2,500円～ 2,900円
延長料金（土曜）	保育短時間認定及び 保育標準時間認定の延長料金 18時～19時まで	月額 2,500円～ 3,000円

3 学校健康会に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
災害共済給付制度	保育所の管理下における児童の災害 に対しての共済給付	年額 300円

※費用徴収後は、保育料領収書袋等に領収印を押印する

その他

保護者が組織されています。保護者会では以下のことが設定されていますので、お知らせいたします。

保護者会に係る費用

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	園行事に係る費用及び 園児の入院見舞い，慶弔費等	月額 500円
卒園積立金 (5歳児のみ)	年長児童の園行事及び 卒園アルバム代等	月額 1,200円

※ 上記費用は、保育料領収書袋にて徴収し、領収印を押印する。

(別表)

延長保育料金詳細表

- ・延長保育料金の詳細については、以下の通りとなっています。
- ・延長保育ご利用の際には、できるだけ月極、もしくは予約してご利用いただきますよう宜しくお願いいたします。
- ・延長保育は19:00迄となっておりますので19:00迄の退室をお願いいたします。
- ・19:00を過ぎた場合は別途料金をいただくことになります。ご了承ください。

(保育短時間 ⇒ 8:30～16:30) 月～金 延長

時間	料金 (月極)	日額 (予約)	日額 (当日)	備考
7:00～ 8:30	2,000円	200円	400円	
7:30～ 8:30	1,500円	150円	300円	
8:00～ 8:30	1,000円	100円	200円	
16:30～17:00	1,000円	100円	200円	
16:30～17:30	1,500円	150円	300円	
16:30～18:00	2,000円	200円	400円	
18:00～18:30	2,500円	300円	600円	
18:00～19:00	2,900円	400円	800円	

(保育短時間 ⇒ 8:30～16:30) 土 延長

時間	料金 (月極)	日額 (予約)	日額 (当日)	備考
7:00～ 8:30	2,000円	500円	1,000円	
7:30～ 8:30	1,500円	400円	800円	
8:00～ 8:30	1,000円	300円	600円	
16:30～17:00	1,000円	300円	600円	
16:30～17:30	1,500円	400円	800円	
16:30～18:00	2,000円	500円	1,000円	
18:00～18:30	2,500円	700円	1,400円	
18:00～19:00	※3,000円	900円	1,800円	

(保育標準時間 ⇒ 7:00～18:00) 月～金 延長

時間	料金 (月極)	日額 (予約)	日額 (当日)	備考
18:00～18:30	2,500円	300円	600円	
18:00～19:00	2,900円	400円	800円	

(保育標準時間 ⇒ 7:00～18:00) 土 延長

時間	料金 (月極)	日額 (予約)	日額 (当日)	備考
18:00～18:30	2,500円	700円	1,400円	
18:00～19:00	※3,000円	900円	1,800円	

大阪聖和保育園 2025.3.改訂